

始良市行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における行財政改革の推進を図るため、始良市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を調査審議する。

- (1) 行政改革大綱（実施計画を含む。以下同じ。）の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 加治木総合支所長
- (3) 蒲生総合支所長
- (4) 企画部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 保健福祉部長
- (7) 建設部長
- (8) 農林水産部長
- (9) 消防長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長
- (12) 水道事業部長

(正副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長である副市長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(改革部会)

第6条 本部長は、推進本部に次の表の左欄に掲げる改革部会（以下「部会」という。）を置き、同表右欄に掲げる専門的な所掌事項について効率的かつ効果的に調査及び検討を行わせるものとする。

改革部会	専門的な所掌事項
組織・人事改革部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 組織及び機構に関すること。</li><li>2 職員の定員適正化に関すること。</li><li>3 職員の給与に関すること。</li><li>4 事務事業の改善等に関すること。</li><li>5 その他本部長から指示された事項に関すること。</li></ol>
財政改革部会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助金制度に関すること。</li><li>2 使用料、手数料等の受益者負担に関すること。</li><li>3 施設の管理、運営等の見直しに関すること。</li><li>4 入札制度に関すること。</li><li>5 その他本部長から指示された事項に関すること。</li></ol>

行政サービス改革部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 窓口事務に関すること。</li> <li>2 電算事務に関すること。</li> <li>3 その他本部長から指示された事項に関すること。</li> </ul>
------------	--

2 部会は、前項の調査及び検討の結果を推進本部に報告しなければならない。

(部会等の組織等)

第7条 部会長は課長級の職員のうちから、副部会長は課長補佐又は係長級の職員のうちから、あらかじめ本部長が指名する。

2 部会員は、次により本部長が選任し、又は指名する。

(1) 第3条第3項に掲げる本部員が属する部等の職員(係長、参事補、主任主査、主査及び主事の職にある者に限る。)のうちから当該本部員が推薦し、本部長がこれを選任する。

(2) 前号の規定に掲げる者のほか、本部長が指名した職員

(部会会議)

第8条 部会の会議(以下「部会会議」という。)は、部会長が招集し、その議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部会長は、必要に応じて各課等に対し関係資料の提出を求めること、及び部会員以外の者を部会会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 部会会議は、必要に応じて合同で開催することができる。

5 部会長及び副部会長は、他の部会と連携して所掌事項に取り組むため、随時連絡調整会議を開催するものとする。

6 連絡調整会議の座長は、本部長が指名する。

(庶務)

第9条 推進本部及び部会の庶務は、行政管理課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成22年5月26日から施行する。

附 則(平成23年5月17日告示第125号)

この告示は、平成23年5月17日から施行する。

附 則(平成25年5月21日告示第319号)

この告示は、平成25年5月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第679号抄)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月13日告示第293号)

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月27日告示第353号)

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月7日告示第547号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年7月17日から適用する。